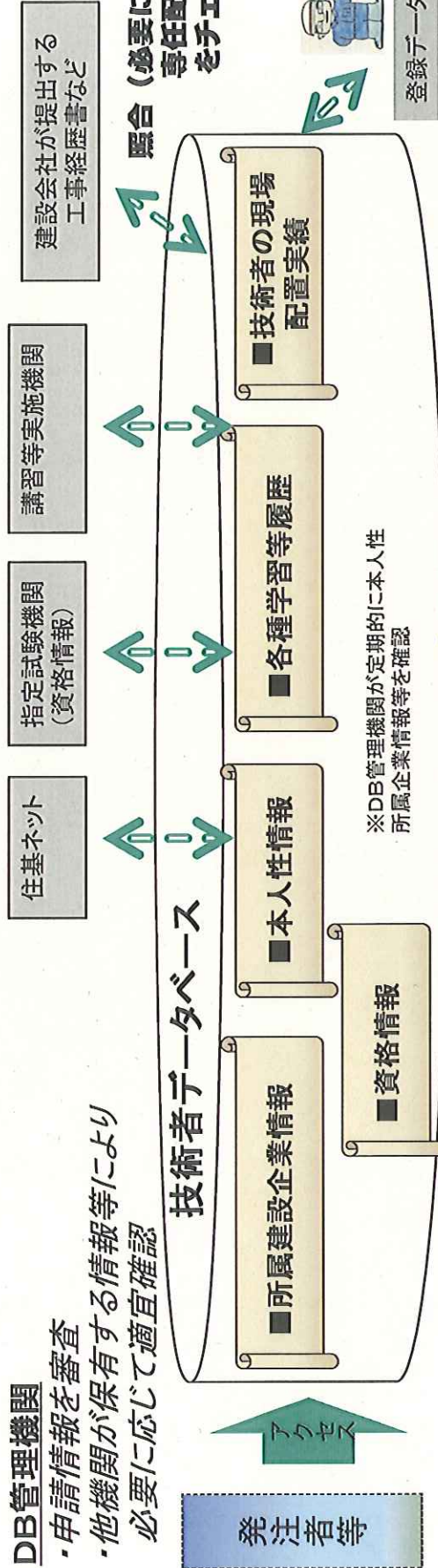


技術者データベースの概略 (案)

資料2

DB管理機関

- ・申請情報を審査
- ・他機関が保有する情報等により必要に応じて適宜確認



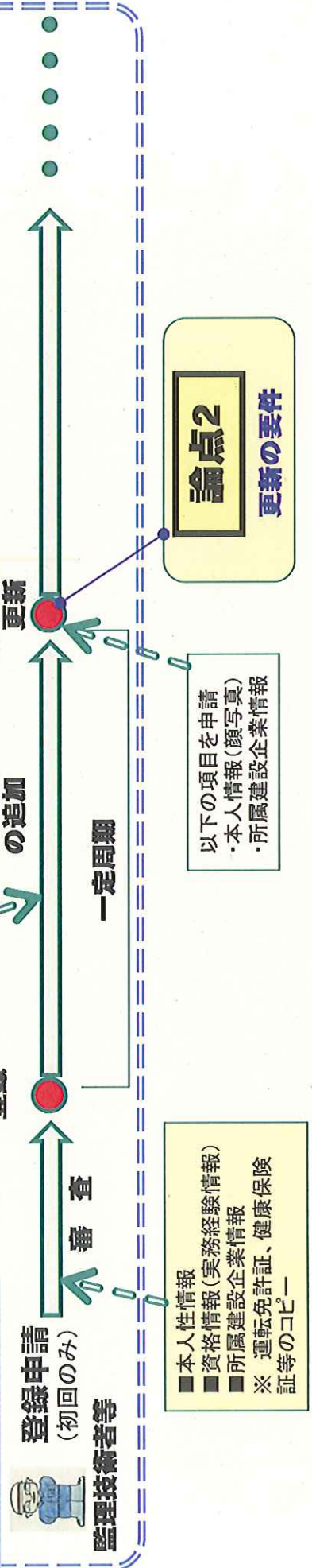
照会 (必要に応じて専任配置等の子エック)



登録データ、経歴証明等

(備考)
 ・監理技術者資格者証保有者数: 約67万人
 ・技術者数: 約110万人(推定)

DB登録・更新の流れ



論点1. データベースの情報項目

1. 現場における技術者の適正配置の確認に不可欠な情報
(技術者データベースとして必要な最低限の項目)



各項目について、データベース管理者が厳正に審査して登録

- 本人性 ----- ○氏名、生年月日、本籍、住所、顔写真
- 所属建設業者 ----- ○商号名称、許可番号、雇用関係履歴
- 資格要件 ----- ○1級国家資格、実務経験
- 更新のための項目 ----- ○他の資格取得、更新検定、継続教育、登録更新研修 など(後述)

2. その他の技術者に関する情報で、発注者、許可行政庁等にとって有効と考えられる項目



登録にあたって、項目に応じて課題を踏まえた検討が必要

登録にあたっての課題

- 継続教育 ○CPDは現在、各機関が独自に認証等をしているため、利用者が有効に活用するためには、目的や認証方法、情報の収集方法等について整備した上で、盛り込むことが必要。
- 工事実績 ○工事実績(技術者の現場配置情報)を技術者もしくは建設会社が登録するしくみが必要。(公共工事については、コリンズの登録データを活用)
- 主要な表彰実績 ○技術者が表彰状を添付して登録申請する必要。
- 主要な民間資格 ○様々な民間資格があり、一定の線引きが可能か。



技術者の現場配置情報の収集

○ 技術者本人よりインターネット等を通じ収集する方法



- セキュリティ対策(本人確認)を講じる必要がある。
(※ ID番号、パスワードその他)
- 技術者が現場配置の都度、効率的に申請ができることが望ましい。

○ 建設会社よりインターネット等を通じ収集する方法



- 技術者IDのほか、会社IDを準備し、セキュリティ対策を講じる必要がある。
- 建設工事を契約した時点で、効率的に申請できることが望ましい。

- ※ 公共工事については、コリンズの登録データを活用。
- ※ 海外の工事の現場配置情報の収集も考慮。

<現場配置情報の内容>

「標識」(建設業法第40条)や許可・経営規模等評価のための「工事経歴書」(同法第6条、27条の26)にかかる情報を参照

- 現場に設置する現行の「標識」の技術者情報に加え、「工事名」、「工期」、「施工場所の住所」の情報(*)を追加してはどうか。
- 「工事経歴書」の情報は会社からの報告であるが、これらの「工事名」、「工期」、「施工場所の住所」等の情報が入っており、必要な場合に確認ができる。



◆期待される効果◆

- 民間工事を含め、専任の確認が可能となる。
- 技術者の現場配置情報の蓄積は、工事実績として活用できる。
- 対象となる施工中の工事について、リアルタイムで把握できる。

建設業の許可票(現場に設置する標識)	
<input type="radio"/>	商号又は名称
<input type="radio"/>	代表者の氏名
<input type="radio"/>	主任技術者(監理技術者)の氏名
<input type="radio"/>	専任の有無
	資格名
	資格者証交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別
	許可を受けた建設業
	許可番号
	許可年月日

<input checked="" type="radio"/>	工事名称
<input checked="" type="radio"/>	工期
<input checked="" type="radio"/>	施工場所の住所

工事経歴書	
	注文者
	元請又は下請の別
	工事名
	工事現場のある都道府県及び市区町村名
	配置技術者の氏名
	主任技術者又は監理技術者の別
	請負代金額
	着工年月
	完成又は完成予定年月

(注) 工事経歴書は、会社から工事の種類ごとに報告する。(例: 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事 等)

[凡例] * 現行の標識にはない情報
○ 入力してもらった項目

論点2. データベースの更新の要件

<データベースの更新の必要性>

- 技術者の雇用関係その他の基礎情報を定期的に確認するとともに、技術者自らが確認できるようにする。
- 更新をすることで、現場に立つ意思を定期的に確認できるため、なりすまし等不正行為の防止にも効果がある。
- 国家資格が更新制ではないため、データベースの更新に一定の要件を課すことは技術力の維持向上において有効である。
(監理技術者講習にかわって技術力の維持向上を確保するしくみ)

現行の監理技術者講習と見直しの方向

科目	内容
① 建設工事に関する法律制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法及び法に基づく命令、関係法令等 ・建設工事の適正な施工に係る施策
② 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理に関する事項
③ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の材料及び資機材の特性、材料・資機材・施工方法にかかる技術基準、施工の合理化に係る方法



↑ なんらかの確認をする科目分野

↑ 技術者の技術分野や技術水準に応じて、自主的に研鑽に取り組む分野。(CPD等の取組みの活用)

データベースの更新要件の設定



- 重要な工事に携わる技術者として、学習が必要な科目を限定し、更新の要件としてこれを確認するためのしくみを用意。

技術力の維持向上を確認方策

- ⇔ ○ 登録講習の受講に加え、複数の選択肢を用意する。

<更新の要件例・次のいずれかに該当する者>

1. 他の資格を取得した者
…例えば、他の種目の技術検定の合格、建築士、技術士の取得等
2. 更新検定(簡易な試験)に合格した者(技術検定の学科試験など)
3. 継続教育(CPD)による所定の教育を受けた者
4. 登録更新研修(最低限必要な学習内容)を履修した者

※ 優良技術者表彰を受けた者、一定期間以上監理技術者としての実績がある者等については、優遇措置も検討。

※ 左記のいずれの更新要件をクリアしたのかという情報を明示してはどうか。

※ 継続教育等の実施機関が分かるように登録してはどうか。
(どのような継続教育のプログラムが該当するか等は慎重な検討を要する。)

論点3. 技術者データベースの管理主体・活用方法と公開

○ 技術者データベースの管理主体



- 一義的には、国土交通省が管理する国のデータであるが、実際の管理運営は、外部機関に任せられる方法が効率的か。
- 監理技術者の資格要件としての実務経験の確認、更新要件の確認等は、厳正に行う必要がある。
- 公平、公正な機関が管理することが必要ではないか。

○ 技術者データベースの情報の公開



- 本人性、所属建設業者、資格要件、更新のための項目は、公開とすべきではないか。(監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の代替。ただし、個人情報保護の保護にも留意。)
- その他の情報項目は、当面、公共発注者、許可行政庁、本人のみが確認できる。

<活用のイメージ>

入札・契約時： 建設会社等から提出された配置予定技術者について、データベース上で必要な情報を確認。

現場確認時： 発注者(監督職員等)が現場で監理技術者を確認(本人確認できる運転免許証等)。疑義があれば、データベース上で必要な情報を確認(携帯等で必要な情報も確認できるよう検討)。

その他： 関係者からのリクエストに応じて、必要な情報を技術者本人が印刷等によって提示。(ただし、偽造を完全に防止するためには、出力する場所、装置を限定する等が必要。)

※ 運転免許証等を保有しない技術者については、別途、本人確認が可能なツールが必要。

○ 主任技術者への対象の拡充



- 建設工事における技術者の適正配置の観点から、主任技術者をデータベース登録対象とすることを検討。(これまで専任の監理技術者のみを対象。)
- その際、段階的に拡充することも有効と考えられる。(例えば、元請、業種など)

○ 費用負担の軽減と公平性の確保

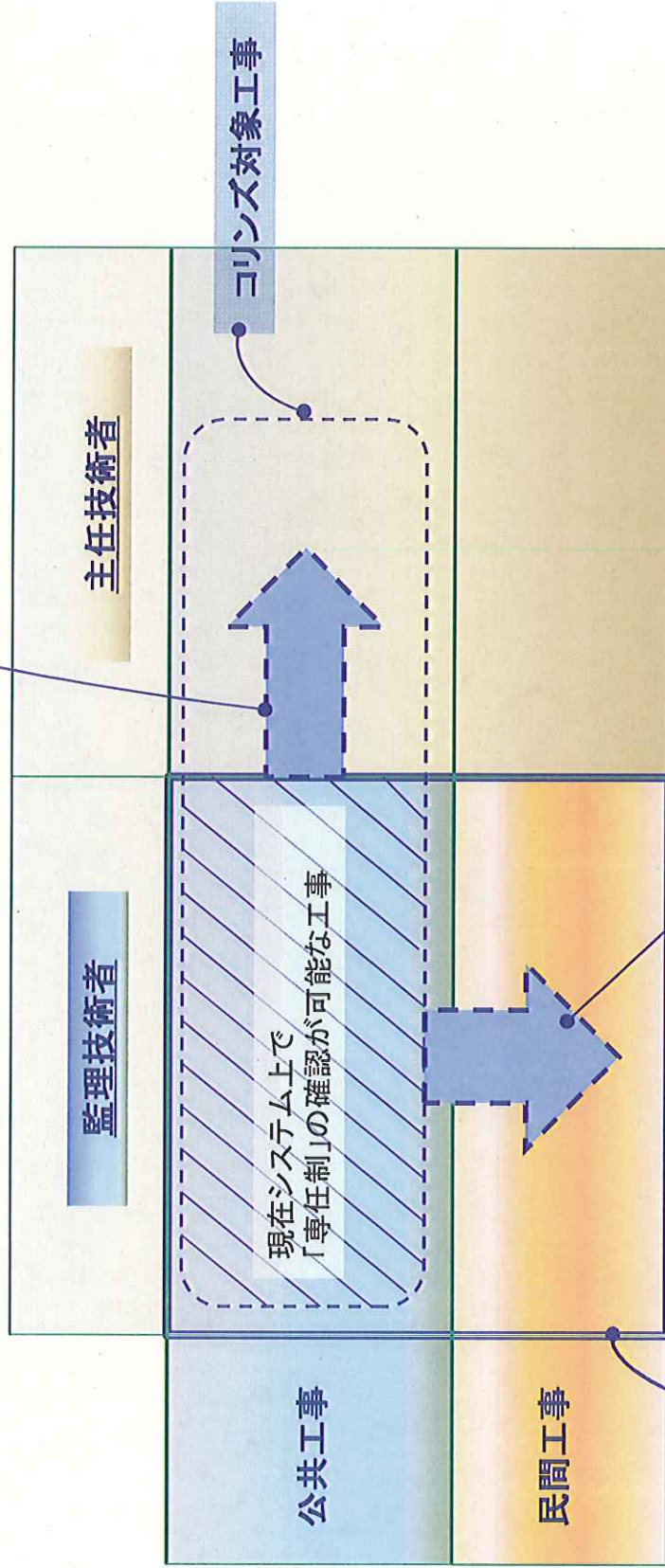


- 資格等の要件が、国家資格による場合、実務経験の審査が必要な場合、あるいは更新の場合など、実態に応じた合理的な費用負担の設定が必要。
- 全体として費用負担が軽減するしくみを検討する。

データベースによる技術者適正配置の推進について

専任が必要な工事(イメージ)

技術者データベースの対象を主任技術者まで拡充することにより、確認行為の効率化、不正表示の防止とともに、システム上で専任の確認が可能。
(段階的な拡充が有効か)



監理技術者情報のデータベース化

- ・確認行為の効率化
- ・不正表示等の防止

技術者の配置情報を収集することにより、民間工事についても、システム上で、専任の確認が可能。